

審査基準（公表用）

所管部（局）・課 道路課

法令名	電線共同溝の整備等に関する特別措置法	法令の番号	平成7年法律第39号
許認可等の種類	占用予定者に対する電線共同溝の占用の許可	根拠条項	第4条第1項
審査基準	法第4条第4項（法第8条第3項において準用する場合を含む。）		
	※ 法10条により、電線共同溝の建設又は増設を完了したときは、直ちに電線共同溝の占用予定者又は増設に係る電線共同溝の占用予定者に当該電線共同溝の占用の許可をする。		
受付機関	各土木事務所	処理機関	道路課
		交付機関	道路課
		標準処理期間	※ 日
		標準経由期間	一日
		目次	23
		NO	